

京都市訓令甲第 33 号

行 財 政 局

京都市固定資産評価審査委員会の事務を補助する職員に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

行 財 政 局

本則前段中「理財局」を「行財政局」に改め、本則後段中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)